

岩手県告示第 1076 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 18 年 11 月 21 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1(1) 路線名 盛岡横手線
 - (2) 供用開始の区間 岩手郡雫石町大字南畑第 5 地割字野中 134 番 1 地先から 8 番 1 地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成 18 年 11 月 21 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 盛岡地方振興局土木部
 - イ 期間 平成 18 年 11 月 21 日から同年 12 月 21 日まで
- 2(1) 路線名 大槌川井線
 - (2) 供用開始の区間 上閉伊郡大槌町金沢第 3 地割字力石 39 番 1 地先から第 1 地割字大貫台 40 番 1 地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成 18 年 11 月 21 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 釜石地方振興局土木部
 - イ 期間 平成 18 年 11 月 21 日から同年 12 月 21 日まで
- 3(1) 路線名 大船渡広田陸前高田線
 - (2) 供用開始の区間 陸前高田市小友町字雲南 4 番地先から 44 番 3 地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成 18 年 11 月 21 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 大船渡地方振興局土木部
 - イ 期間 平成 18 年 11 月 21 日から同年 12 月 21 日まで